

表 紙 含 : (10枚)
仕様書番号 : MAN-16 号
作成年月日 : 令和5年6月2日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

プール用ろ過装置更新
仕 様 書

件 名	プ ー ル 用 ろ 過 装 置 更 新	図面番号	1 / 10
図面名称	表	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名 : プール用ろ過装置更新
- 2 場 所 : 東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 概 要 : プール用ろ過装置更新 1基(配管工事等含む。)

共 通 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)(以下「共仕」)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)(以下「共改仕」)を準拠並びにメーカー仕様及び官側の指示による。

(2) 適 用

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する、建築物等の工事及び修理に適用する。
- イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

- ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する請負者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。
- イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる工事及び修理の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

(4) 官公署その他への届出手続き等

- ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。
- イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

件 名	プ ー ル 用 ろ 過 装 置 更 新	図面番号	2 / 1 0
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(5) 書類の書式等

書面を提出する様式（提出部数を含む）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日 08 時 15 分～17 時 00 分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうける。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、請負者の負担とする。官側の電気、ガス、水道等を使用する際は、申請書を提出のうえ、計量器の設置等官側の指示に従うものとする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス、水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 請負者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。

ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、工事及び修理に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件 名	プ ー ル 用 ろ 過 装 置 更 新	図面番号	3 / 1 0
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

- (12) 報告書の書式等
報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。
- (13) 安全管理
ア 工事及び修理の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
イ 請負者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において原状に復旧することとする。
- (14) 保全の措置
許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、工事及び修理に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすることとする。
- (15) 関連業務との調整
本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従う。
- (16) 材 料
ア 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下グリーン購入法という。）により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
イ 使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- (17) 材料の品質等
工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (18) 材料の検査等
現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。
- (19) 材料の保管
搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。

件 名	プ ー ル 用 ろ 過 装 置 更 新	図面番号	4 / 1 0
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

2 発生材の処理等

(1) 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(2) 発生材の処理は、次による。

ア 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

イ ア以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に提出するものとする。

3 提出書類

(1) 現場代理人等通知書

(2) 工程表

(3) 日誌

(4) 打ち合せ簿

(5) 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

(6) 発生材調書（必要な場合）

(7) その他官側の指定するもの

(8) 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこととする。

(9) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 S 版）に整理し、検査前に監督官に提出する。

件名	プール用ろ過装置更新	図面番号	5 / 10
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特 記 仕 様 書

1 特記事項

- (1) 撤去する設備及び新設する設備は、図のとおりとする。ただし、型式・品番等については、仕様について代表的なものを記載しているため、記載のもの又は同等品以上のものとする。
- (2) 必要な付属品は別図及び製造所の指定によるものとする。

2 作業要領

- (1) 既設ろ過装置内部のろ材及びろ床材は吸引車等により全て回収し、産業廃棄物処分するものとする。
- (2) 新設する設備については、事前に官側へ承認図等を提出し、承諾を得たのち、制作・発注を実施すること。
- (3) 作業範囲外において不具合が発見された場合は、原因を探究し、修理等が必要な場合は見積書を添えて報告すること。
- (4) 作業中に機器を分解または、取り外す場合は、必要なスイッチやバルブ類の開閉を確実にを行い、安全を確認した上で点検を実施する。
- (5) 作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置及び収納状態を確認し、正常な状態に復帰していることを確認する。
- (6) 作業実施にあたり揚重等実施する場合は、航空法による高さ制限を遵守する。
- (7) 新設ろ過装置を設置する基礎コンクリート及び土台鉄骨は既設再使用とする。ただし、不陸調整のための軽微な補修は実施するものとする。

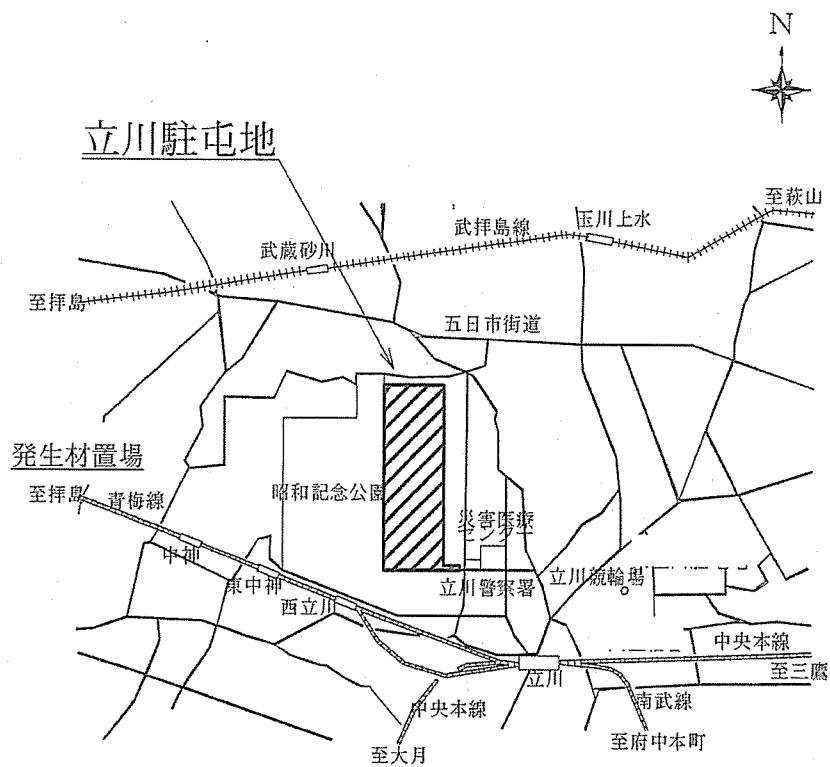
3 試運転等

- (1) 更新後、正常に運転できることを確認するものとする。この際、清浄な水等が必要な場合は、請負者の負担によるものとする。
- (2) 異常等が発生した場合は、速やかに原因を探究することとし、修理が必要な場合は早急に官側へ見積を提出するものとする。

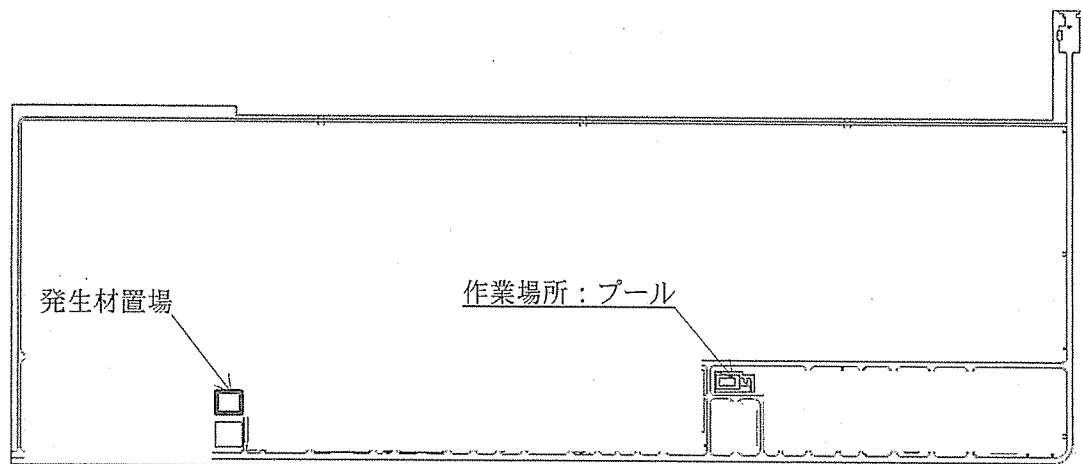
4 その他

- (1) 現場作業開始時期については、施設使用が終了する10月頃からとする。
- (2) 安全要領については労働基準法等関係法令の規定を順守するものとする。

件 名	プ ー ル 用 ろ 過 装 置 更 新	図面番号	6 / 10
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	

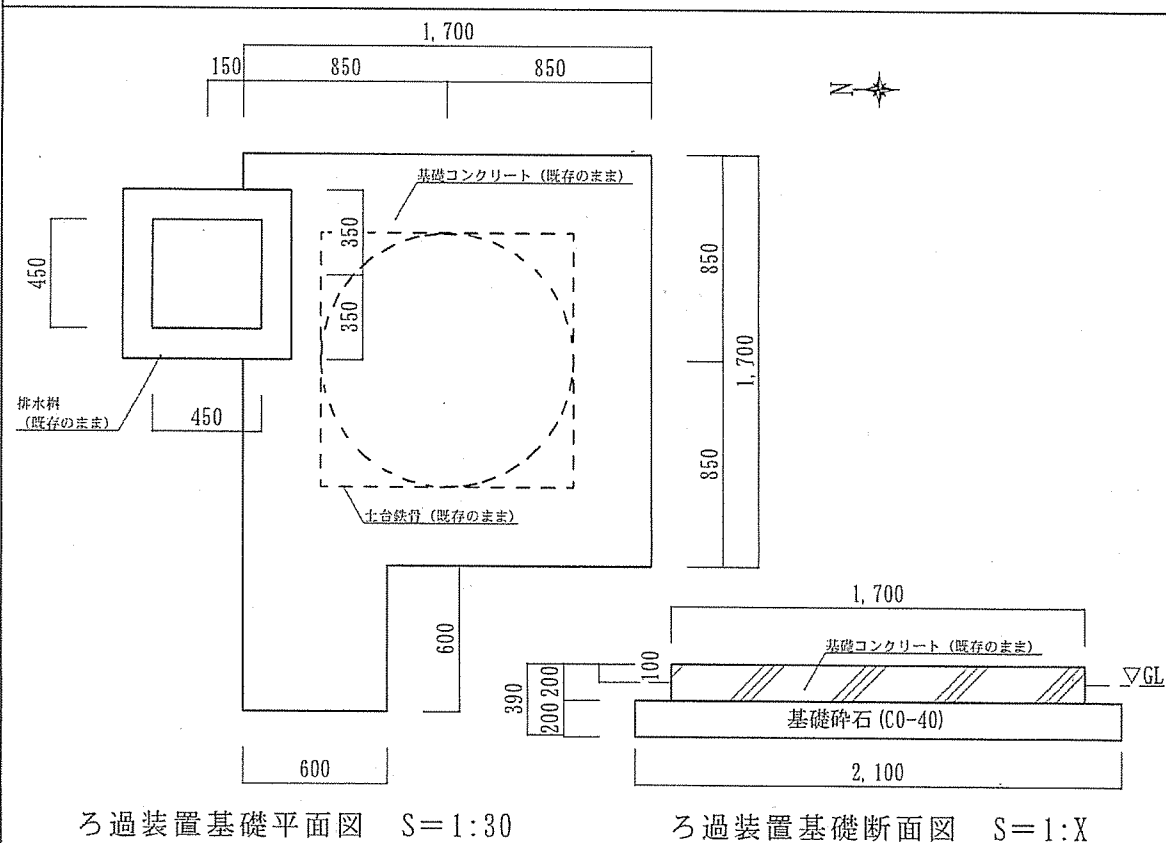
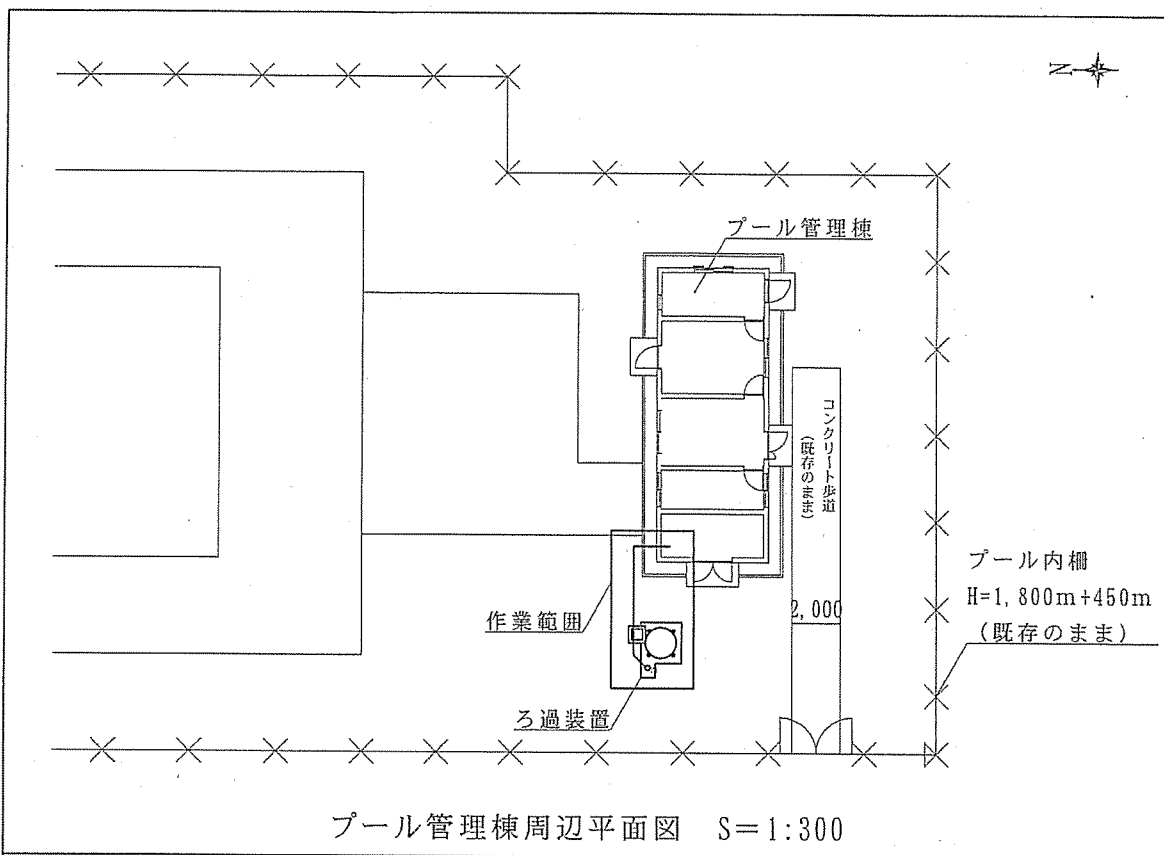


案内図 S=1/X

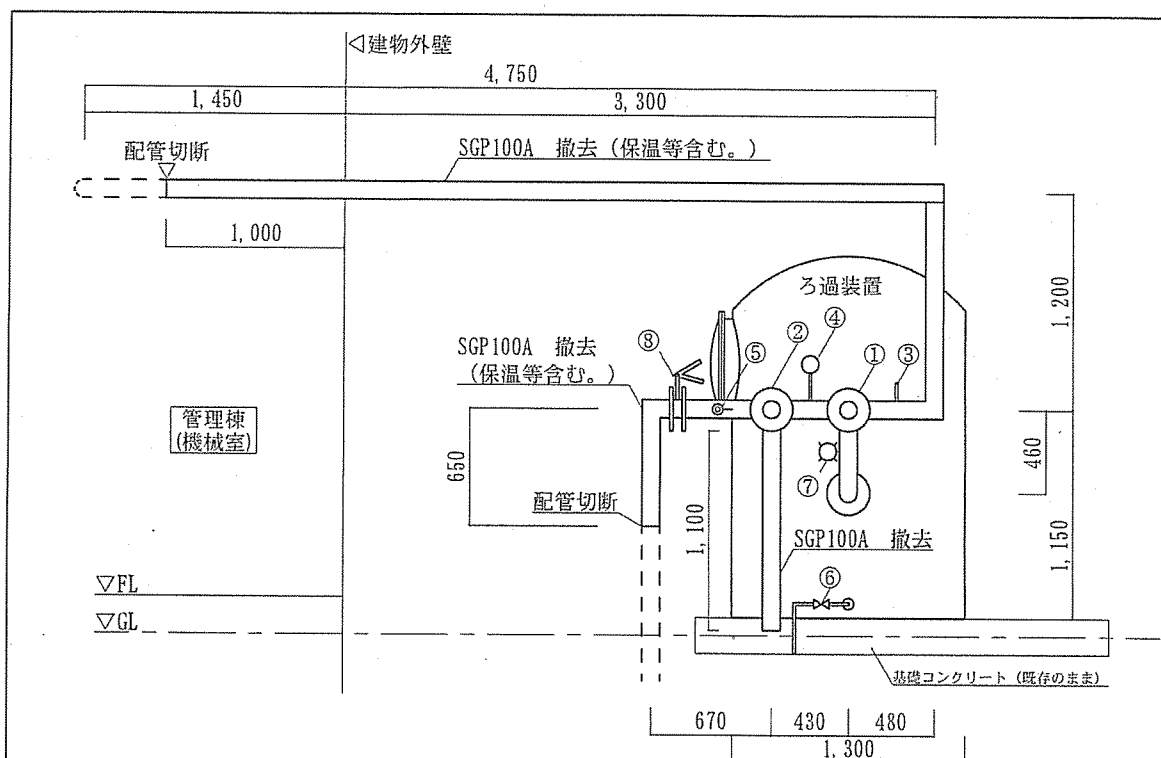


配置図 S=1/X

件名	プール用ろ過装置更新	図面番号	7/10
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示



件名	プール用ろ過装置更新	図面記号	8 / 10
図面名称	プール平面図・ろ過装置基礎図	縮尺	図示



既存ろ過装置姿図 (南面) S=1:40

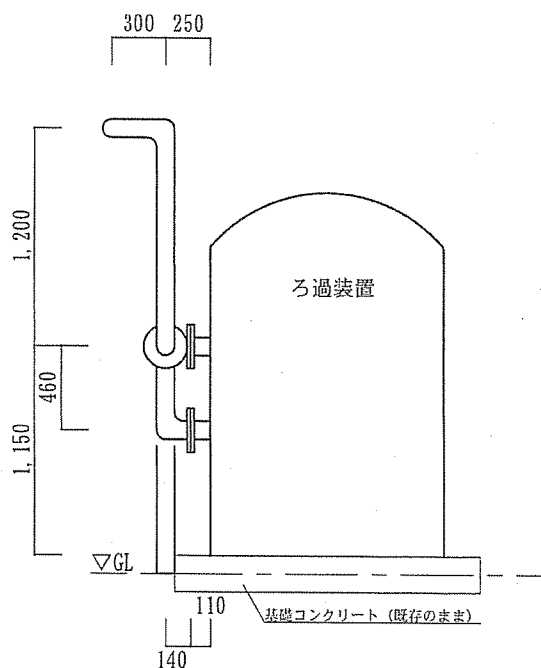
既存ろ過装置 (撤去)

名称等	ろ過器
規格等	砂式 $\phi 1,400 \times H1,830\text{mm}$ 栗田工業製 KPF-N-2、6T7B-4A51
数量	1基

※ろ過装置用空気抜弁 (25A) を含む。

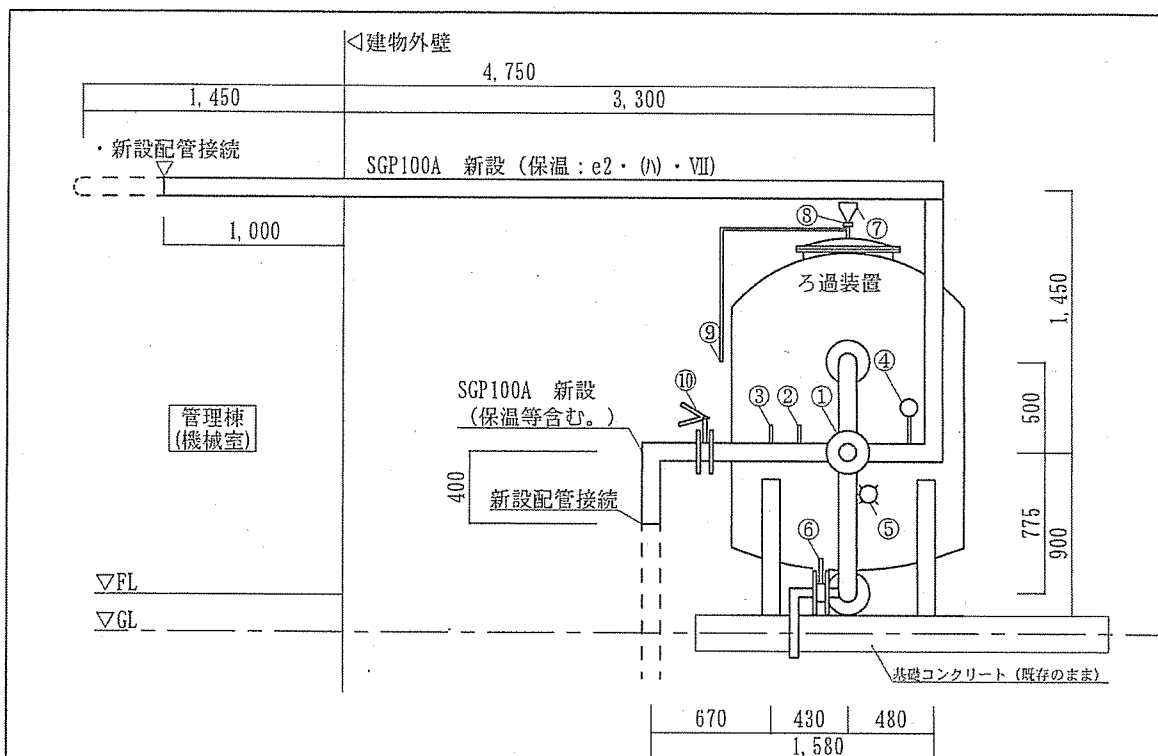
既存ろ過装置構成品 (撤去)

記号	名称等	規格等	数量
①	四方弁	FC5K-100A	1基
②	三方弁	FC5K-100A	1基
③	薬注口 (PAC)	PVC-15	1箇所
④	圧力計	$\phi 75 \times 10\text{A}$	1台
⑤	薬注口 (塩素)	PVC-15	1箇所
⑥	水抜きバルブ	BC-25A	1個
⑦	給水栓	15A	1個
⑧	バタフライ弁	FC/NRB-100A	1台



既存ろ過装置姿図 (東面) S=1:40

件名	プール用ろ過装置更新	図面記号	9 / 10
図面名称	既存ろ過装置姿図 (南面・東面)	縮尺	図示



新設ろ過装置姿図 (南面) S=1:40

新設ろ過装置 (新設)

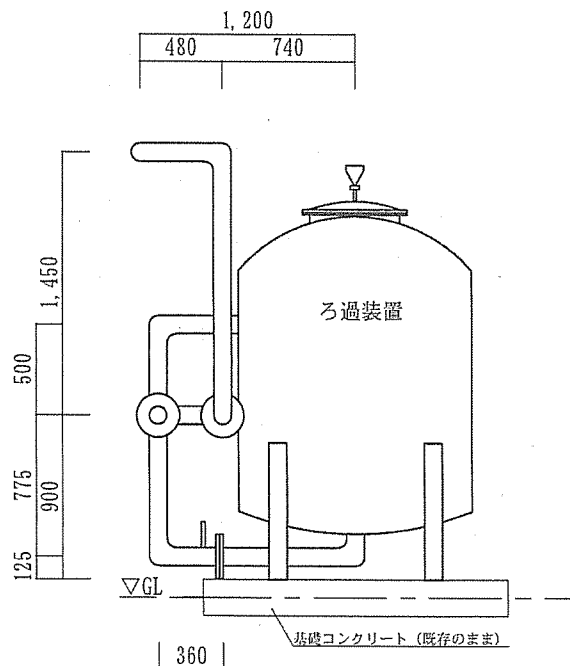
名称等	ろ過器
規格等	フジキコー(株)制 AFT-70 最大ろ過能力: 70m ³ /H
数量	1基

新設ろ過装置用ろ材等

種類	規格等	数量
ろ材	7μm含有率: 35±2%	740L
ろ床材	4、6、7、9号砂利	660L
ろ床材	8号砂利	300L

新設ろ過装置構成品 (新設)

記号	名称等	規格等	数量
①	逆洗切換弁	100A	1基
②	薬注口 (塩素)	15A	1箇所
③	プラグ止め	15A	1箇所
④	圧力計	0~0.4MPa	1台
⑤	給水栓	15A	1個
⑥	排水弁	50A	1個
⑦	自動空気抜弁	15A	1個
⑧	自動空気抜弁	15A	1個
⑨	空気抜弁	15A	1個
⑩	バタフライ弁	100A	1台



新設ろ過装置姿図 (東面) S=1:40

件名	プール用ろ過装置更新	図面記号	10/10
図面名称	新設ろ過装置姿図 (南面・東面)	縮尺	図示